

「地域点数の算定方法について」

○令和6・7年度建設工事競争入札参加資格の主観点における自動加点項目の算定方法については、以下のとおりです。

工事成績評定（土木一式工事、建築一式工事に適用）

高知県建設工事検査規程第13条の規定に基づいて実施された、令和4年度及び令和3年度の各工事成績評定における評定点の平均点（小数点以下切り捨て）を次の表に当てめ、評価点とする。なお、工事成績評定の件数が1件の場合は0.5を、2件の場合は0.7を当該評価点に乗じて（小数点以下切り捨て）評価点とする。ただし、減点には乗じない。

工事成績評定	評価点	工事成績評定	評価点
80点以上	+ 120	64点	- 6
79点	+ 108	63点	- 12
78点	+ 96	62点	- 18
77点	+ 84	61点	- 24
76点	+ 72	60点	- 30
75点	+ 60	59点	- 36
74点	+ 54	58点	- 42
73点	+ 48	57点	- 48
72点	+ 42	56点	- 54
71点	+ 36	55点	- 60
70点	+ 30	54点以下	- 120
69点	+ 24		
68点	+ 18		
67点	+ 12		
66点	+ 6		
65点	0		

優良工事表彰（土木一式工事に適用）

令和5年度及び令和4年度に高知県優良建設工事施工者表彰（土木一式工事に限る。）又は優良建設工事の所長表彰（土木事務所、林業事務所、農業振興センター）（土木一式工事に限る。）を受けている場合は、件数に次の点数を乗じた値を評価点とする（上限は50点とする。）。

表彰の種類	点数
高知県知事賞	1件 25
優良賞	1件 15
所長賞	1件 5

監理技術者数（土木一式工事に適用）

令和5年10月1日において、一般財団法人建設業技術者センター（CE財団）に登録されている有効（土木一式工事の監理技術者になれる資格（113、111、003、004等）を保有し、R5.10.1時点で有効な監理技術者講習を受講している技術者）な監理技術者について、人数に1点を乗じた値を評価点とする（上限は50点とする。）。

安全対策（全業種に適用）

令和5年10月1日において、建設業労働災害防止協会に加入している場合は、評価点5点とする。

建設キャリアアップシステム（全業種に適用）

令和5年10月1日において、建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。）の事業者登録を完了している場合は、評価点10点とする。

公共工事元請完成工事高（土木一式工事に適用）

令和5年10月1日の直近の7月末までに終了した事業年度及びその前年の事業年度に係る公共工事元請受注完成工事高（土木一式工事に限る。）の合計額を2で除した後、1,000万円で除し（小数点以下切り捨て）、1点を乗じた値を評価点とする（上限は30点とする。）。

集計方法はコリンズにより、高知県内に本店がある事業者で、工事完了日が令和3年8月1日から令和4年7月31日の工事及び工事完了日が令和4年8月1日から令和5年7月31日の工事のうち、竣工登録されており、建設業法上の許可業種が土木一式工事のもの。

工事施工能力評定（土木一式工事、建築一式工事以外の工事に適用）

直近の経営事項審査（決算期選択事業者の場合は、選択した事業年度に係る経営事項審査）の建設工事の種類別年間平均完成工事高に係るX1評点に0.1を乗じた値を評価点とする（小数点以下は切り捨て）。ただし、年間平均完成工事高が1,000万円未満については対象としない。

指名停止（土木一式工事に適用）

令和3年10月1日から令和5年9月30日の間に、高知県建設工事指名停止等措置要綱に基づく指名停止が開始した場合は、当該指名停止期間を1月で除し、-10点を乗じた値を評価点とする。なお、停止期間が1月未満の端数は、1月とする。（平成27年度入札参加資格審査より下限は撤廃。）

次世代育成支援企業認証等（全業種に適用）

・くるみん認定

令和5年10月1日以前に、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」、「トライくるみん認定」若しくは「プラチナくるみん認定」を取得しており、かつ、令和5年10月1日において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められている場合は、評価点20点とする。

・えるぼし認定

令和5年10月1日以前に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（第1段階）」、「えるぼし認定（第2段階）」、「えるぼし認定（第3段階）」若しくは「プラチナ えるぼし認定」を取得しており、かつ、令和5年10月1日において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められている場合は、評価点20点とする。

・ユースエール認定

令和5年10月1日以前に、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を取得しており、かつ、令和5年10月1日において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められている場合は、評価点20点とする。

・ワークライフバランス認定

令和5年10月1日において、高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱に基づく高知県ワークライフバランス推進企業認証を取得している場合は、評価点20点とする。

・見守り雇用主制度

令和5年10月1日において、高知県見守り雇用主認証企業制度要綱に基づく高知県見守り雇用主認証企業を取得している場合は、評価点20点とする。

・協力雇用主制度

令和5年10月1日において、法務省の実施する協力雇用主制度に基づく登録がされてお

り、かつ令和5年10月1日の前3年間に、同制度に基づく雇用実績がある場合（ただし、雇用主側から解雇した場合を除く）は、評価点20点とする。

なお、当該項目の評価点の上限は40点とし、上記全てに該当する場合でも、評価点は40点とする。

コンプライアンス研修（全業種に適用）

令和5年度に実施する研修を受講している場合に加点対象とする。

「受講」とは研修動画の視聴及びアンケートへの回答をいう。

災害対応協力等（土木一式工事に適用）

・GPS携帯による災害情報共有システムの協力企業登録

令和5年10月1日において、「大規模災害発生時における支援活動に関する細目協定」に基づき、一般社団法人高知県建設業協会が運営するGPS携帯による災害情報共有システムの協力企業として登録している場合は、評価点10点とする。

・年間維持委託業務

令和3年度から令和4年度の間、県が発注する年間維持委託業務を履行した場合は、1件につき評価点10点とし、それぞれの年度における上限を10点とする（2年間の上限は20点とする。）。ただし、受託金額が500万円未満については対象としない。

当該項目の評価点の上限は40点とし、他2項目を含む全てに該当する場合でも、評価点は40点とする。

地域ボランティア（土木一式工事に適用）

・ロードボランティア

令和3年度から令和4年度の間、県のふれあいの道づくり支援事業の支援対象者（ロードボランティア）として認定を受け、活動を行った場合は、1回の活動につき評価点1点とする。

・ビーチボランティア

令和3年度から令和4年度の間、県の海岸緊急清掃事業参加団体（ビーチボランティア）の認定を受け、事業に参加した場合は、1回の参加につき評価点2点とする。

・リバーボランティア

令和3年度から令和4年度の間、県内の一級河川（指定区間）及び二級河川で河川美

化活動を行う団体（リバーボランティア）の認定を受け、事業に参加した場合は、1回の活動につき評価点1点とする。

なお、それぞれの年度における上限を10点とする（2年間の上限は20点とする。）。

SDGsへの取組（全業種に適用）

令和5年10月1日において、こうちSDGs推進企業登録制度実施要綱に基づくこうちSDGs推進企業に登録されている場合は、評価点10点とする。

BCP策定（土木一式工事に適用）

令和5年10月1日において、高知県建設業BCP審査会又は四国建設業BCP等審査会により「災害時の基礎的な事業継続力を備えていると認定された建設会社」として認定された場合は、評価点10点とする。